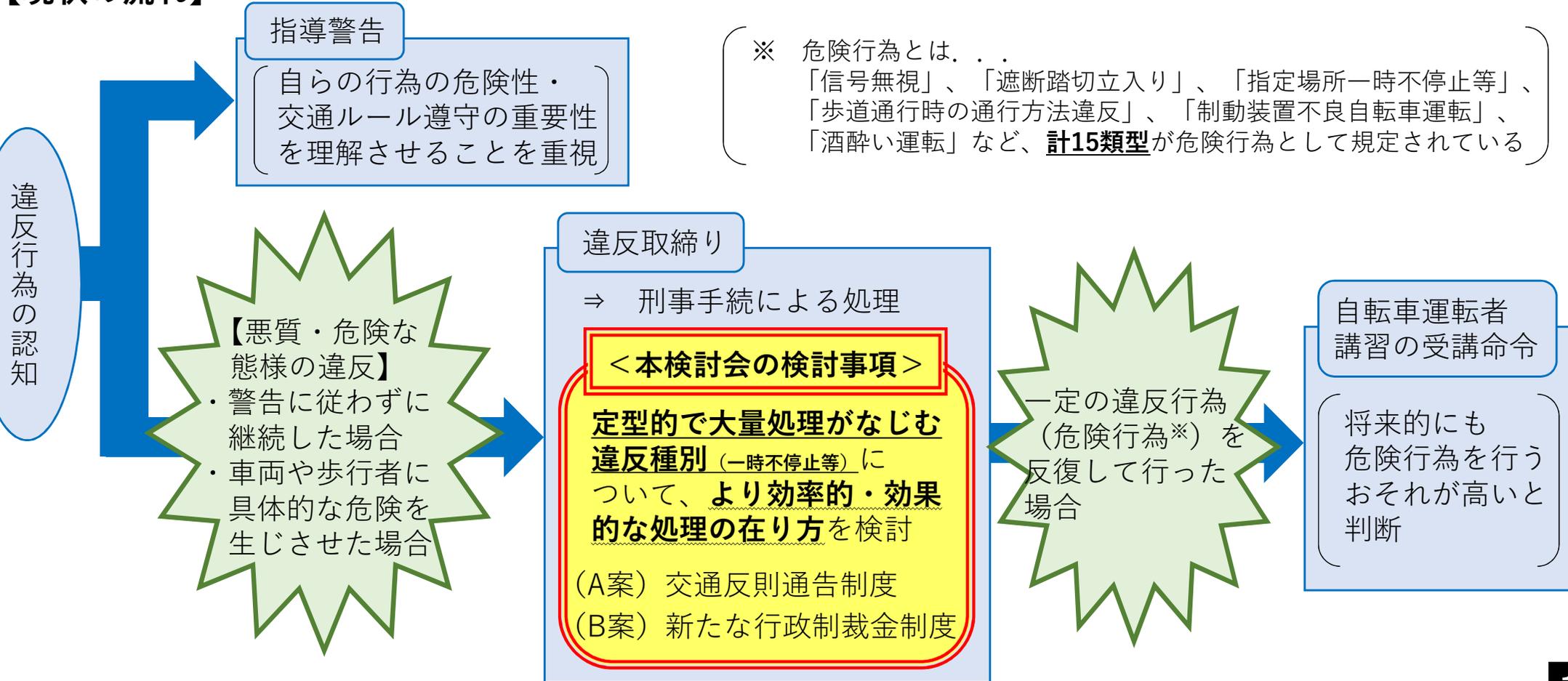


自転車交通違反に対する違反処理について

現状における自転車利用者による交通違反に対する指導取締り等の流れ

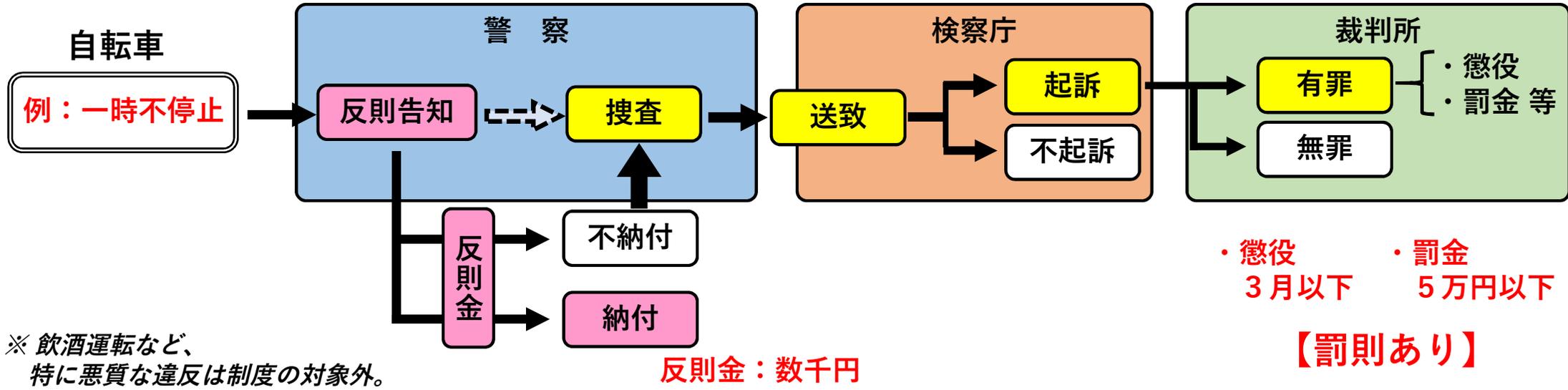
- 自転車利用者による交通違反に対する指導取締りについては、**運転に免許を必要としない自転車利用者に対して交通ルールを認識させる機会**であることから、自らの違反行為の危険性や交通ルールを遵守することの重要性が理解されるよう、**実効性のある指導警告**を行うこととしている。
- 他方で、警告に従わずに違反行為を継続したり、違反行為により車両や歩行者に具体的な危険を生じさせたりするなど、**悪質・危険な態様の違反**に対しては、**積極的な取締り（検挙措置）**を行うこととしている。
- 交通の危険を生じさせるおそれのある一定の違反行為（危険行為）を反復して行った自転車利用者については、**将来的にも危険行為を行うおそれが高いものとして、自転車運転者講習の受講命令の対象**となる。

【現状の流れ】



自転車の交通違反に対する違反処理の今後の在り方（第1回資料の再掲）

A案：交通反則通告制度の対象を自転車まで拡大



B案：自転車を対象とした新たな行政制裁金制度を創設

自転車の運転者がした比較的軽微な道路交通法違反を**非犯罪化（罰則を廃止）**し、「**行政上の秩序罰（行政制裁金）の対象行為**」とする制度

